

CLADS 委託研究契約書（令和4年3月改正）新旧対照表

旧	新	備考
<p>第1条～第5条</p> <p>（成果報告）</p> <p>第6条 乙は、業務計画書に定める委託研究の研究成果報告書を、委託研究の完了の日の翌日から61日を経過した日までに、甲に提出しなければならない。</p> <p>2 乙は、本委託研究契約を履行するために甲と共同で研究を実施した場合、前項に定める研究成果報告書に当該研究の成果を含めるものとする。</p> <p>（研究報告の内容確認）</p> <p>第7条 甲は、前条に定める報告を受理したときは、その内容について速やかに確認する。</p> <p>2 甲は、前項に定める報告内容について業務計画書に基づいて行われたと認めるときは、その旨を書面により乙に通知する。</p> <p>3 甲は、第1項に定める報告内容について全部又は一部が業務計画書に基づいて行われなかったと認めるときは、その旨を書面により乙に通知する。この場合において、乙は、甲の指示に従い必要な処置を講じなければならない。</p> <p>（従事者の変更）</p> <p>第17条 乙は、委託研究の実施期間中に従事者の変更が生じるときは、その旨を書面により甲に申し込み、あらかじめ甲の承認を得なければならない。</p> <p>第18条～第22条</p> <p>（知的財産権の帰属）</p> <p>第23条 甲は、契約締結日に乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを書面で甲に届け出た場合、委託研究の成果に係る知的財産権を乙から譲り受けない。</p> <p>（1）乙は、委託研究の成果に係る知的財産権の発明等を行ったときは、遅滞なく第27条の規定により、甲にその旨を報告すること。</p> <p>第24条～第26条</p> <p>（知的財産権の報告）</p> <p>第27条 乙は、委託研究の成果に係る産業財産権の出願又は申請をするときは、あらかじめ出願に際して提出すべき書類の写しを添えて甲に通知しなければならない。</p> <p>2 乙は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠出願を行う場合は、特許法施行規則第23条第6項及び様式26備考24等を参考にし、当該出願書類に甲の委託研究に係る成果に係る出願であることを表示しなければならない。</p> <p>3 乙は、第1項に係る産業財産権の出願に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から30日以内に甲に書面により通知しなければならない。</p> <p>4 乙は、委託研究により甲に納入する著作物については、著作物が完成した日から30日以内に甲に書面により通知しなければならない。</p> <p>5 乙は、当該知的財産権を自ら実施したときは、甲に書面により通知しなければならない。</p>	<p>第1条～第5条</p> <p>（成果報告）</p> <p>第7条 乙は、業務計画書に定める委託研究の研究成果報告書を、委託研究の完了の日の翌日から61日を経過した日までに、甲に提出しなければならない。</p> <p>2 乙は、本委託研究契約を履行するために甲と共同で研究を実施した場合、前項に定める研究成果報告書に当該研究の成果を含めるものとする。</p> <p>（完了届の内容確認）</p> <p>第6条 甲は、前条に定める委託研究完了届を受理したときは、その内容について速やかに確認する。</p> <p>2 甲は、前項に定める内容について業務計画書に基づいて行われたと認めるときは、その旨を書面により乙に通知する。</p> <p>3 甲は、第1項に定める内容について全部又は一部が業務計画書に基づいて行われなかったと認めるときは、その旨を書面により乙に通知する。この場合において、乙は、甲の指示に従い必要な処置を講じなければならない。</p> <p>削る（以降、条番号繰上げ）</p> <p>第17条～第21条</p> <p>（知的財産権の帰属）</p> <p>第22条 甲は、契約締結日に乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを書面で甲に届け出た場合、委託研究の成果に係る知的財産権を乙から譲り受けない。</p> <p>（1）乙は、委託研究の成果に係る知的財産権の発明等を行ったときは、遅滞なく第26条の規定により、甲にその旨を報告すること。</p> <p>第23条～第25条</p> <p>（知的財産権の報告）</p> <p>第26条 乙は、委託研究の成果にかかる産業財産権の出願又は申請を行ったときは、出願の日から60日以内に産業財産権出願通知書を甲に提出しなければならない。</p> <p>2 乙は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠出願を行う場合は、特許法施行規則第23条第6項及び様式26備考24等を参考にし、当該出願書類に甲の委託研究に係る成果に係る出願であることを表示しなければならない。</p> <p>3 乙は、第1項に係る産業財産権の出願に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から60日以内に甲に書面により通知しなければならない。</p> <p>4 乙は、委託研究により甲に納入する著作物については、著作物が完成した日から60日以内に甲に書面により通知しなければならない。</p> <p>5 乙は、当該知的財産権を自ら実施したときは、甲に書面により通知しなければならない。</p>	<p>変更無し</p> <p>第6条と入れ替え</p> <p>文科省要領に準拠</p> <p>第7条と入れ替え</p> <p>文科省要領に準拠</p> <p>条番号繰上げ</p> <p>条番号繰上げ</p> <p>条番号繰上げ</p> <p>文科省要領に準拠</p>

<p>(知的財産権の移転)</p> <p>第28条 乙は、委託研究の成果に係る知的財産権を甲以外の第三者に移転する場合には、当該移転について、事前に甲の承認を得るとともに、第23条、第27条、第29条及び第30条の規定の適用に支障を与えてはならず、かつ、甲以外の第三者に当該知的財産権を移転するときは、当該移転について、事前に甲の承認を得ることを当該第三者と約定しなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び第23条第1項第4号イからハまでに定める場合には、当該移転の事実を甲に書面により通知する。</p>	<p>(知的財産権の移転)</p> <p>第27条 乙は、委託研究の成果に係る知的財産権を甲以外の第三者に移転する場合には、当該移転について、事前に甲の承認を得るとともに、第22条、第26条、第28条及び第29条の規定の適用に支障を与えてはならず、かつ、甲以外の第三者に当該知的財産権を移転するときは、当該移転について、事前に甲の承認を得ることを当該第三者と約定しなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び第22条第1項第4号イからハまでに定める場合には、当該移転の事実を甲に書面により通知する。</p>	<p>条番号繰上げ</p>
<p>(知的財産権の実施許諾)</p> <p>第29条 乙は、委託研究の成果に係る知的財産権について甲以外の第三者に実施を許諾する場合には、事前に甲の承認を得なければならない。この場合において、乙は、第23条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者と約定しなければならない。</p>	<p>(知的財産権の実施許諾)</p> <p>第28条 乙は、委託研究の成果に係る知的財産権について甲以外の第三者に実施を許諾する場合には、事前に甲の承認を得なければならない。この場合において、乙は、第22条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者と約定しなければならない。</p>	<p>条番号繰上げ</p>
<p>第30条～第31条</p>	<p>第29条～第30条</p>	<p>条番号繰上げ</p>
<p>(知的財産権の管理)</p> <p>第32条 甲は、第23条第2項の規定により乙から知的財産権又は知的財産権を受け継ぐ権利を譲り受けたときは、乙に対し、乙がその時までに負担した当該知的財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに必要な手続に要したすべての費用を支払う。</p>	<p>(知的財産権の管理)</p> <p>第31条 甲は、第22条第2項の規定により乙から知的財産権又は知的財産権を受け継ぐ権利を譲り受けたときは、乙に対し、乙がその時までに負担した当該知的財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに必要な手続に要したすべての費用を支払う。</p>	<p>条番号繰上げ</p>
<p>(ノウハウの指定)</p> <p>第33条 第6条に規定する報告書に記載された研究成果のうちノウハウに該当するものについては、甲乙協議の上、速やかに指定する。</p>	<p>(ノウハウの指定)</p> <p>第32条 第7条に規定する報告書に記載された研究成果のうちノウハウに該当するものについては、甲乙協議の上、速やかに指定する。</p>	<p>条番号繰上げ、条番号変更</p>
<p>第34条</p>	<p>第33条</p>	<p>条番号繰上げ</p>
<p>(無償の実施)</p> <p>第35条 甲又は甲が指定する第三者は、第23条第1項の規定にかかわらず、この契約の目的を達成するために必要なときは、無償で委託研究の成果に係る知的財産権を実施することができる。</p>	<p>(無償の実施)</p> <p>第34条 甲又は甲が指定する第三者は、第22条第1項の規定にかかわらず、この契約の目的を達成するために必要なときは、無償で委託研究の成果に係る知的財産権を実施することができる。</p>	<p>条番号繰上げ</p>
<p>(知的財産等の使用)</p> <p>第36条 乙は、知的財産権その他第三者の権利の対象になっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。</p> <p>2 この契約の第23条、第27条から前条及び前項までの規定は、本委託研究契約を履行するために乙が甲と共同で研究を実施した場合にも準用する。</p>	<p>(知的財産等の使用)</p> <p>第35条 乙は、知的財産権その他第三者の権利の対象になっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。</p> <p>2 この契約の第22条、第26条から前条及び前項までの規定は、本委託研究契約を履行するために乙が甲と共同で研究を実施した場合にも準用する。</p>	<p>条番号繰上げ</p>
<p>第37条～第45条</p>	<p>第36条～第44条</p>	<p>条番号繰上げ</p>
<p>(契約期間終了後の措置)</p> <p>第46条 この契約終了後も第19条、第20条、第22条から第34条まで、第41条から第44条まで及び次条の規定は、その効力を有するものとし、その終了の時期は、甲乙協議して決定する。</p>	<p>(契約期間終了後の措置)</p> <p>第45条 この契約終了後も第18条、第19条、第21条から第33条まで、第40条から第43条まで及び次条の規定は、その効力を有するものとし、その終了の時期は、甲乙協議して決定する。</p>	<p>条番号繰上げ</p>
<p>第47条</p>	<p>第46条</p>	<p>条番号繰上げ</p>